第１５章 警報設備の基準（危政令第２１条）
警報設備の技術上の基準（危省令第３６条の２～第３８条）

１　警報設備の設置区分（危省令第３８条第１項）

区 分	製造所等の区分	施設規模等
自動火災報知設備	製 造 所 一般取扱所	１０倍以上の危険物を取り扱うもので、①　延べ面積５００㎡以上のもの②１００倍以上の危険物を取り扱う屋内のもの（高引火 点危険物を１００度未満で取り扱うものを除く。）③他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔 壁で区画されたものを除く。）
	屋内貯蔵所	１０倍以上の危険物を貯蔵するもので、①１００倍以上の危険物を貯蔵するもの（高引火点危険 物を除く。）②第２類、第４類の危険物（引火性固体、引火点７０度 未満を除く。）以外のものを貯蔵する次のものア延べ面積が１５０㎡を超えるもの（１５０㎡以内ごとに不燃区画があるものを除く。）イ他用途を有する建築物に設けるもの（開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）③第２類、第４類の危険物（引火性固体、引火点７０度未満を除く。）のみを貯蔵する延べ面積５００㎡以上のもの④軒高が６m以上の平屋建てのもの
	屋内タンク貯蔵所	平家建以外の建築物で、１０倍以上の危険物（第６類、高引火点危険物を１００度未満で貯蔵するものを除く。）を貯蔵するもので、①液表面積４０㎡以上のもの②高さ６m以上のもの③引火点４０度以上７０度未満のもの（他用途部分と開口部のない隔壁で区画されたものを除く。）
	給油取扱所	１０倍以上の危険物を取り扱うもので、①一方開放型屋内給油取扱所②上部に上階を有する屋内給油取扱所
加入電話・非常ベル装置・拡声装置・警鐘	上記以外のもので、１０倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの（移動タンク貯蔵所を除く。）	
－	上記以外のもの	

２　警報設備の基準

⑴　消防機関に報知ができる電話は、危険物施設内になくても、同一敷地内のうち、速やかに通報ができる位置にあることでよいものである。

⑵　自動火災報知設備を設けなければならない危険物施設（危省令第３８条第１項第１号）以外の危険物施設で指定数量の倍数が１０以上のものに、危省令第３８条第２項の例により自動火災報知設備を設けた場合は、危省令第３７条第２号から第５号までの警報設備を設けないことができる。

３　自動火災報知設備の基準

危省令第３８条第２項の規定のほか次によること。（平成元年消防危第 24 号）

⑴　感知器等の設置は、施行規則第２３条第４項から第８項までの規定の例によること。

⑵　⑴のほか、施行規則第２４条及び第２４条の２の規定の例によること。